

# 源泉税個別指導相談会

開催のご案内



日 時	<b>期 間</b> 令和7年7月1日(火)～7月10日(木) ※土日は休みとなります。
	<b>受付時間</b> 午前の部 午前9時15分～11時15分 午後の部 午後1時15分～3時15分 ※予約は必要ありません。
場 所	山形青色申告会館 1階
持ち物	① 令和7年分 給与所得者の扶養控除等申告書 ② 源泉徴収簿（支給月日・総支給金額・算出税額等を記入する用紙） ※①②はできるだけご記入の上お持ちいただくと、相談時間が短縮され大変助かります。 ※②の記入が難しい場合は、給与の支払い金額がわかる書類をお持ちください。 ③ 源泉税納付書 <b>ご注意:</b> 上記の持ち物は、昨年11月下旬に税務署より送付されております。

★上山での出張相談会は旧上山会の皆様へ5月にご案内しております

## 基礎控除の見直し

合計所得金額	令和7・8年分	令和9年分以後
132万円以下	95万円	
132万円超 336万円以下	88万円	58万円
336万円超 489万円以下	68万円	
489万円超 655万円以下	63万円	
655万円超 2,350万円以下	58万円	

これまで基礎控除は48万円でしたが、令和7年度の税制改正により左記の通り変更となります



### Point

- ・令和7年11月までの給与の源泉徴収事務に変更は生じません。
- ・年末調整の際に改正後の基礎控除額に基づいて税額を計算し、精算を行います。
- ・その他、「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。